

令和3年第4回霧島市農業委員会定例総会	
日 時	令和3年4月30日（金） 午後14時45分
出席委員 （18名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
欠席委員 （1名）	10番 中園 真一
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 次長兼グループ長 古江 洋一 サブリーダー 有村 真一 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和3年第4回霧島市農業委員会総会を開催いたします。皆さんの任期最後の総会となります。本日の出席農業委員は10番委員より欠席届が出されていますので、出席委員は18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。単人の1を8番委員。
8番委員	1番を報告いたします。届出地は始良保健所の北東に位置しており、現況は田である。利用変更目的は田が道路より低く今まで上の田から下の田へ排水していたが、隣地に家が建つため排水ができなくなるため畑として利用するものである。また、本日隣地に5条申請が提出されています。工

	事内容は盛土を1mするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のようなことから、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はいそれでは本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定132件、中間管理権の設定16件、合計152件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が17件提出されております。これらにつきましては、総会前の農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数5筆、面積14,423㎡、利用権設定132件、筆数219筆、面積404,278㎡、中間管理権の設定16件、筆数21筆、面積30,698㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見・ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請18件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず単人の1を17番委員。
17番委員	1番。申請地は宮内小学校の西に位置し、現況は雑種地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,718㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上

	です。
議長（会長）	次に、国分の2と3を2番委員。
2番委員	<p>2番。申請地は止上神社の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,998㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。また、営農計画書も添付されております。</p> <p>3番。申請地は国分本戸小学校跡地の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,437㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。</p>
議長（会長）	同じく、国分4と5を9番委員。
9番委員	<p>4番と5番を続けて報告いたします。まず4番です。申請地は隼人町の姫城になっておりまして5筆ございました。これについては現地調査を7番委員と8番委員にさせていただいております。本人への調査ですが4月の22日に電話にて聞き取り調査を行っております。それでは1筆ごとに報告をいたします。まず、隼人町姫城でございますが姫城※※ですが姫城簡易郵便局の北西に位置しております。それから2番姫城※※ですがこれは姫城簡易郵便局の北西に位置しております。それから3番目隼人町姫城堀ノ内※※については隼人松永地区公民館の北に位置しております。それから4筆目ですが隼人町姫城※※につきましては西瓜川原公民館の南東に位置しております。それから5番目ですが、隼人町姫城※※につきましては西瓜川原公民館の北東に位置しております。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,313㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>5番を報告いたします。申請地は鹿児島第一高校の北に位置し、現況は畑である。申請地には申請人の※※さんが令和7年3月まで使用収益権を設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,514㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思わる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の6から8を16番委員。
16番委員	<p>6番から8番まで続けて報告いたします。まず6番です。申請地は春山緑地公園の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,186㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして7番。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の</p>

	<p>使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,517㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして8番。申請地は野口生活改善センターの北西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,200㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の9を14番委員。
14番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は十三塚史跡公園の西に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は134,395.79㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の10を4番委員。
4番委員	<p>10番を報告いたします。申請地は持松小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,508㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で終わります。</p>
議長（会長）	次に霧島の11から13を12番委員。
12番委員	<p>11番を報告します。申請地は大窪保育園の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,834㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして12番を報告します。申請地は大窪保育園の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,273㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして13番を報告します。申請地は入水神社の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,975㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>

議長（会長）	次に、隼人の14から17を5番委員。
5番委員	<p>14番から16番までは受人が同一ですので一括で報告させていただきます。14番の申請地は小浜小学校の西に位置しております。15番と16番は里上公民館の北に位置しております。現況は3筆とも田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,462㎡で下限面積要件を満たしている。この農地は3筆とも長年※※さんが耕作されているとのことでした。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に17番を報告します。申請地は隼人東インターチェンジの南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,372㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。</p>
議長（会長）	はい、同じく隼人の18を8番委員。
8番委員	18番を報告いたします。申請地は中福良公民館の北に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは永久年間送電線設置に伴う地役権を設定するものである。農地法第3条第2項の各号のいずれかに該当する場合、原則不許可となるが、同項ただし書きに「地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定される時はこの限りではない」と規定されているため不許可の例外となる。以上のような理由により当申請は許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず霧島の1と国分の2を18番委員。
18番委員	1番。申請地は入水自治公民館の北に位置し、農業用倉庫である。なお、年月日不詳で農業用倉庫にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫2棟を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。

	次に2番。申請地は塚脇小学校の南西に位置し、現況は山林である。なお、平成元年頃山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の3を11番委員。
11番委員	3番について報告いたします。申請地は鹿ノ屋尾谷口公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の4を15番委員。
15番委員	4番を報告します。申請地は福沢体育館の西に位置し、現況は竹林である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が6件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず隼人の1と2を18番委員。
18番委員	1番と2番は同じ報告の内容になりますので、一括して報告します。申請地は上小鹿野公民館の南に位置し、現況は造成済である。転用目的は温泉複合施設25棟・鉱泉地を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて河川に流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の3を9番委員。
9番委員	3番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は共同住宅2棟と駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲の農地に与える

	影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく、国分の4から6を16番委員。
16番委員	<p>4番から6番まで続けて報告いたします。4番。申請地は市営第3重久団地の北東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は店舗用地にするものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて既存道路側溝に流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。</p> <p>続きまして5番。申請地は鹿児島第一高校の東に位置し、現況は田である。転用目的は共同住宅用地にするものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて道路側溝に流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。</p> <p>6番。申請地は鹿児島第一高校の東に位置し、現況は田である。転用目的は宅地分譲5区画と通路にするものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため、用水路・排水路は問題ないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画のため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が33件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から隼人の7まで17番委員。
17番委員	<p>1番から7番まで続けて報告いたします。1番。申請地は湊地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2番。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思わ</p>

	<p>れる。</p> <p>3番。申請地は狭名田自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設パネル256枚、総出力49.5kWを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は豊後迫公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設パネル5,180枚、総出力2,331kWを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地山林の84,340㎡を一体利用するもので、全体計画面積は95,370㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>5番。申請地は豊後迫公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設パネル790枚、総出力47.6kWを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>6番。申請地は内山田団地の南に位置し、現況は通路である。なお、平成13年11月頃通路にってしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、すでに実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7番。申請地は内山田団地の南に位置し、現況は通路である。なお、平成13年11月頃通路にってしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、すでに実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、次に隼人の8を18番委員。
18番委員	<p>8番。申請地は上小鹿野公民館の南に位置し、現況は造成済である。なお、令和元年5月ごろ造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は温泉複合施設25棟と鉱泉地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地雑種地、宅地、鉱泉地の806㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は7,740㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の9から13まで9番委員。
9番委員	<p>9番から13番までを続けて報告いたします。まず9番です。申請地は野口公民館西集会所の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>10番を報告いたします。申請地は霧島記念病院の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地</p>

	<p>区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして11番を報告いたします。申請地は霧島記念病院の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして12番を報告いたします。申請地は広瀬郵便局の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番を報告いたします。申請地は国分南小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分14から22まで16番委員。
16番委員	<p>はい、14番から22番まで続けて報告いたします。14番。申請地は市営第3重久団地の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして15番。申請地は市営第3重久団地の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗用地造成を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地と5条許可地と原野の3,405㎡を一体利用とするもので、全体計画面積は3,602㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして16番。申請地は鹿児島第一高校の東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の5条許可地の129㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は1,228㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして17番。申請地は鹿児島第一高校の東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の雑種地と5条許可地の1,307.79㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,701.8㎡である。隣接地に</p>

	<p>については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして18番。申請地は玄亀庵公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、令和3年2月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場と駐車場にするものであり、計画性も妥当であり、既に造成済である。また、隣接地の宅地302.84㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は1,421.84㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番。申請地は向花小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地の5.19㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は241.19㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番。申請地は向花小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地雑種地と宅地の1,059.82㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,991.82㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番。申請地は向花小学校の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成29年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸家2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>22番。申請地は向花小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の23を18番委員。
18番委員	23番。申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の24を1番委員。
1番委員	24番を報告します。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載し

	<p>てある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の25を4番委員。
4番委員	<p>25番を報告いたします。申請地は狭名田公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の26から28を5番委員。
5番委員	<p>26番を報告します。申請地は隼人中学校の東に位置し、現況は造成地である。なお、令和3年4月頃造成地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものですが、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>27番。申請地は天降川小学校の西に位置しており、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画と建売住宅1棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>28番。申請地は住吉運動公園の南に位置しており、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は自社の駐車場と貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の29から31まで7番委員。
7番委員	<p>29番を報告します。申請地は市営川原団地の南西に位置し、現況は駐車場である。なお、平成7年7月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、すでに造成済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に30番を報告します。申請地は空港自動車学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は現場事務所1棟、休憩所1棟、脱衣所1棟、倉庫1棟、トイレ1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年5月10日から令和3年11月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>次に31番を報告します。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。なお、昭和52年3月頃埋設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は引湯設備設置用地を建設するもので、既に埋設済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	はい、次に隼人の32を8番委員。
8番委員	32番を報告いたします。申請地は始良保健所の北東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に福山の33を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	33番を代読いたします。申請地は佳例川コミュニティセンターの南東に位置し、現況は不耕地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。
14番委員	はい。
議長（会長）	はい、14番委員。
14番委員	24番ですが、実測面積が500㎡、改良面積が500㎡になっているんですかね。ここは実測がまだ少ないんですかね。
議長（会長）	はい、それでは事務局。
事務局	はい、お答えいたします。こちらにつきましては、仮換地の農地になっておりまして、換地後につきましては、田248.07㎡、もう一つ田がありまして170.14㎡、あと山林の82.76㎡を足して500㎡となっておりますので始末書等はないです。
議長（会長）	14番委員、よろしいですか。
番委員	はい。
議長（会長）	ほかにごございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和3年第4回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
12番委員	はい。
議長（会長）	はい、12番委員。
12番委員	用語のことですが、集団住宅と共同住宅の違いを教えてくださいませんか。
議長（会長）	用途の箇所の集団住宅と共同住宅の違いということですね。はい、事務局。
事務局	はい、お答えいたします。まず、分かりやすいように18ページの国分の5をお開きください。形態の中に転用がありまして、用途の中に農地法住宅用地／集団住宅その他という文言があるのですが、この文言について決まった文言という形でとらえて頂きたいです。この文言の次に書いてあります共同住宅用地というのは、基本的には申請者が転用目的に書かれた内容を書いていま

	す。なので共同住宅用地というの一番どれに近いかということで、今回であれば農地法住宅用地／集団住宅その他の項目に入るといふこととてそのような表示がされてます。
12番委員	農地法の表現の仕方と申請者が出した文言が違つて出しているといふことですか。
事務局	はい。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	申請目的の内容がどの項目に一番近いかという形で入れているといふ状態です。形態、用途についてはシステムの中でこれが決まっています。
12番委員	農地法上では共同住宅とはなっていないといふことですか。
事務局	システム上はいいいていないです。
議長（会長）	12番委員、よろしいですか。
12番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませつか。
8番委員	はい。
議長（会長）	8番委員。
8番委員	基本的な事をお聞きしたいのですが、太陽光発電施設がすごく多い中でこれから災害があるわけですが、昨年も熊本の災害などでパネルが流れたりとか、パネルが流れても電流はつながっているので、感電したりなどの事故はなかったみたいですが、もし自分たちが担当する太陽光の発電機の事故があった場合、隣接地の方から被害が出たと言われた場合、どこに連絡したらいいのですか。県外の設定の会社の方が多いいので連絡の取りようがないのでお聞きしました。
議長（会長）	はい、わかりました。それでは事務局でいいですか。事務局。
事務局	はい、回答させていただきます。基本的にメガソーラーなどにはフェンスをつけるように指示がされているそうです。また霧島市のほうでも再生可能エネルギーガイドラインがありまして、当初は1,000kW以上のガイドラインでしたが、今年中に改訂がありまして50kW以上、全てそのガイドラインにのっつてやっつていくように強化されています。また連絡先等につきましては、農業委員会ではないですが、フェンスなどに必ず連絡先等がついているかと思いいます。そこを見て連絡してもらふことになるかと思いいます。以上です。
議長（会長）	12番委員、よろしいでしょうか。それでは他にございませつか。ないようですのでその他を締め切ります。それでは以上で令和3年第4回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

閉会 16時05分

1番 _____

2番 _____

19番 _____